

GMO即レスAI利用規約

GMOペパボ株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社が運営するサービス「GMO即レスAI」（以下「本サービス」といいます。）の利用と提供に関し、以下の通り、「GMO即レスAI利用規約」（以下「本規約」といいます。）を定めます。本規約は、本サービスの利用及び運用に関する当社とユーザーの関係の全てに適用されます。本サービスをご利用される前に必ず本規約をお読みください。

第1条（定義）

本規約における用語の意味は、以下の各号のとおりとします。

- (1) 「miibo」とは、株式会社miiboが開発しサービス提供しており、当社がその利用権の販売の許可を受けている、そのユーザーがノーコードで会話型AIを構築できるプラットフォームサービス「miibo」（miiboを説明するウェブページのURL：<https://miibo.jp/>）をいいます。
- (2) 「ユーザー」とは、本規約に基づき、当社が別途設置するmiibo利用・コンサルタント業務委託申込フォームより申込みの手続きを完了した方であって、当社との間に本規約を内容とした本契約を有効に締結している方をいいます。
- (3) 「ユーザーサービス」とは、ユーザーが自ら運営、運用、展開等する、ユーザーがmiiboの利用の対象とするサービス、販売その他の事業をいいます。
- (4) 「本件見積書」とは、ユーザーが当社に提出したmiibo利用・コンサルタント業務委託申込フォームにおいて言及されている、当社がユーザーに提供することになる、miibo導入支援、miibo運用サポート、オプションサービス等について、その対象及び料金が記載された見積書をいいます。
- (5) 「本件業務」とは、本件見積書に記載され、本契約に基づき当社がユーザーに提供する業務をいいます。
- (6) 「本件サービスページ」とは、本サービスで提供する内容の詳細、料金等を定めるウェブページをいいます。

第2条（目的）

- 1 本規約は、ユーザーがユーザーサービスのために当社の支援を受けてmiiboを導入し、これを利用することによって、ユーザーサービスの機能向上、ユーザーによる顧客対応業務時間の削減等を図るため、当社がmiibo導入支援や運用サポート業務等を提供することを目的とします。
- 2 ユーザー及び当社は、本契約の履行に際し、国内外の関係する法令、規定、規格等を遵守するものとします。

第3条（業務の委託）

- 1 本規約の定めに従い、ユーザーは、本件業務を当社に委託し、当社は、これを受託します。
- 2 本件業務に次の各号に定める各業務が含まれる場合、その業務内容は、同各号に記載のとおりとします。なお、同各号に記載の業務についてユーザーのため当社がする具体的業務の内容は、いずれも、ユーザーと当社との間の協議により確定されるものとします。
 - (1) 導入業務
miibo利用申込みの補助、ユーザーサービスにおいて利用・運営されているウェブサイト、サービスサイト、アプリケーション等にmiiboを稼働するためのチャットボットを組み込むためのシステム設定、miiboの初期設定、ナレッジデータの登録、プロンプトの調整、シナリオ設定、テスト・検証、KPI設計の要件定義及び導入面談（1回×60分）

- (2) サポート業務等
当社による月1回のMTGの実施及びmiiboの運用に係る改善提案等の業務。詳細は、本件サービスページに定めるものとします。
 - (3) miiboの利用料金の支払業務
当社は、ユーザーから受領したmiiboの利用料金をユーザーに代わり株式会社miiboに支払います。
- 3 当社は、前項第1号に規定する導入業務（以下「導入業務」という。）及び同項第2号に規定する運用サポート業務（以下「運用サポート業務」という。）の内容の詳細について、当社の判断により、本件サービスページの内容を改訂し、これをその改訂の効力発生日の1か月以上前にユーザーに通知することにより、その利用料金とともに、変更することができません。
- 4 miiboの利用契約はユーザーと株式会社miiboの間に成立し、当社は、miiboの利用契約の成立、終了及び内容について、一切関与せず、一切責任を負わないものとします。

第4条（申込み）

- 1 本サービスの利用を希望する方（以下「申込者」といいます。）は、当社が別途指定する申込フォームにおいて、当社指定事項を入力の上、本サービスの利用の申込みを行うものとします。
- 2 当社は、前項に基づく利用申込みについて承諾するときは、申込者に対して申込を承諾する旨を通知するものとします。当該通知が到達した時点で、当社と申込者との間に、本規約に基づく本サービスの利用に関する契約が成立するものとします。
- 3 当社は、申込者又はユーザーに対し、第1項に基づく利用申込み及び利用契約期間中において審査が必要と判断した場合、審査を行うものとし、当該審査のため必要な資料の提出を求める場合があります。申込者又はユーザーは、当社から資料の提出を求められた場合には、速やかに指定された資料を提出するものとします。なお、当該審査は、当社の裁量によって行うものとし、当社は、いかなる場合も審査基準、審査方法、審査結果その他の審査内容について開示する義務を負わないものとします。
- 4 当社は、次の各号の場合には、利用申込を承諾せず又は利用契約を取り消すことができるものとします。
 - (1) 入力された指定事項の全部又は一部に虚偽、不正確又は誤りがあった場合
 - (2) 申込者又はユーザーが、過去に本サービス又は当社が運営する他サービスの利用停止等の処分を受けている場合
 - (3) 申込者又はユーザーが、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいいます。以下同じ）に該当し、又は反社会的勢力と以下の各号の一に該当する関係を有すること又はその可能性が判明した場合
 - ①自己又は第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって反社会的勢力を利用したと認められる場合
 - ②反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる場合
 - (4) 本条第3項に基づく審査により当社が不相当と判断した場合又は資料の提出がない場合
 - (5) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであって、ユーザーとなること及び本規約に従って本サービスを利用することについて、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていない場合

(6) その他当社が不相当と判断した場合

- 5 利用申込みに必要な情報（当社指定事項を含みますが、これに限定されません。）の入力にあたっては、ユーザーが情報の取得、提供等に関する一切の責任を負うものとし、当社は如何なる責任も負わないこととします。
- 6 前項にもかかわらず当社が本サービスの提供をした場合であっても、申込者及びユーザーは本規約に基づきいかなる義務も免れないものとします。

第5条（ユーザーによる表明等）

- 1 ユーザーは、当社から本件業務の提供を受けるにあたり、miiboの利用等については株式会社miiboが定めているmiiboの利用規約その他のmiiboの関連規定が適用になることを予め承諾するとともに、本契約の申込時においてこれらの内容を確認していることを当社に表明します。
- 2 ユーザーは、本契約の申込時及び将来において、次に掲げる事業のために本件業務を委託し、又はmiiboを利用するのではないことを当社に表明します。
 - (1) 公序良俗に反する事業
 - (2) 法令の規定に反することになる事業
 - (3) 性風俗関連事業
 - (4) 第三者の名誉、信用、プライバシー、肖像権その他の権利を侵害することになり、又はそのおそれがある事業
- 3 ユーザーは、ユーザーサービスが医療、政治、法律若しくは金融の分野に属し、又はこれらの分野に関連する場合、miiboの利用において株式会社miibo及び当社が意図又は想定してしない結果・事態が生じ得ることを十分に理解し、かつ、その利用の結果、第三者からのクレーム等が発生した場合、ユーザーが自らその責任と費用においてこれに対処することを確約します。

第6条（導入業務の実施期間）

- 1 当社は、ユーザーの要請に応じて、導入業務への着手の時に、その終了時の目安を伝えるものとします。
- 2 当社は、導入業務の遂行について、予期しない事情が生じた場合や、ユーザーの要請に応じるために必要な場合、その他合理的な理由がある場合には、前項の実施期間を延長することができます。

第7条（導入業務に対する検収）

- 1 当社は、導入業務を完了した場合、ユーザーに対してその旨を速やかに通知します。
- 2 ユーザーは、前項の通知を受けた後5営業日（当社の営業日とする。）に当社の導入業務に対する検収を実施し、その結果を当社に通知します。なお、ユーザーは、当社による導入業務について修正作業の必要があると判断した場合には、上記5営業日以内において、2回を上限として、修正を求めることができます。
- 3 前項にかかわらず、当社が、自己の導入業務に契約不適合があると認め、これを上記5営業日以内に修補することが困難であると判断される場合には、当社は、その旨をユーザーに伝え、速やかにその修補を実施するものとします。
- 4 第2項に規定する5営業日以内にユーザーが当社に対して検収の結果を通知しない場合、当社は、ユーザーによる検収に合格したものとみなすことができます。
- 5 当社は、検収が完了した場合、ユーザーに対し、検収書の発行を請求することができます。また、ユーザーは、正当な理由がない限り、これに応じるものとします。

第8条（商標等及び資料等の使用許諾・提供）

- 1 ユーザーは、当社に対し、当社が本件業務を遂行するのに必要な範囲において、ユーザー及びユーザーサービスに関する商標、標章、サービスロゴ、ユーザーの著作物、説明資料等（以下「商標等」という。）の当社による使用を許諾します。
- 2 ユーザーは、当社に対し、当社が本件業務を遂行するのに必要な範囲において、商標等に関する電子データその他ユーザーが必要とする資料を無償で提供するものとします。

第9条（ユーザーによるmiiboへのアクセス）

ユーザーは、当社が、本件業務の遂行のため、ユーザーのために運用が開始されたmiiboのアカウントに当社がアクセスし、その情報を閲覧、利用等することを予め承諾します。

第10条（会議の開催）

当社は、本件業務の遂行に必要であると判断した場合、その開催日時、場所、参加者、参加方法等を決定の上、ユーザーとの会議を開催することができます。

第11条（問合せ対応）

当社は、本件業務に関連してユーザーから問合せ等を受けた場合において、その内容が専らmiiboの利用に関するものであるときには、株式会社miiboの対応窓口を案内するものとします。

第12条（非保証）

ユーザーは、当社による本件業務の提供及びユーザーによるmiiboの利用が、ユーザーサービスの利益拡大、満足度向上その他の一切の結果を保証するものではないことを承諾します。

第13条（費用負担）

- 1 当社による本件業務の遂行に際して発生する費用（交通費、宿泊費、通信費を含むがこれらに限らない。）は、当社の負担とします。
- 2 前項にかかわらず、当社は、前項の費用をユーザーが負担することが相当と判断する場合、その旨をユーザーに通知し、ユーザーと協議の上、ユーザーの負担とすることができます。

第14条（知的財産権の帰属、権利処理）

- 1 ユーザーは、miiboに係る発明・考案・意匠・商標・著作物に関する知的財産権（著作権法第27条及び第28条規定の権利を含む。）について、全て株式会社miiboに帰属すること（当社が使用の許諾を受けているものを含む。）を確認し、これを侵害してはなりません。
- 2 当社による本件業務の遂行において新たに生じた発明・考案・意匠・商標・著作物に関する知的財産権（著作権法第27条及び第28条規定の権利及び出願等する権利を含みます。）は、全て当社に帰属します。ただし、当社は、本契約の有効期間中に限り、ユーザーに対し、miiboの利用に関連する限りにおいてその利用を許諾します。

第15条（紛争処理）

ユーザーサービス、ユーザーによるmiiboの利用及び当社による本件業務の遂行に関連して、ユーザーの顧客から苦情、クレーム、訴え、異議、請求等（以下「請求等」と総称する。）がされた場合には、予めその対処方針について当社の承諾を受けた上で、ユーザーがその責任と費用においてこれに対処するものとする。ただし、請求等が生じた責任が専ら当社にあるときにはこの限りではなく、このときには当社がその責任と費用においてこれに対処するものとします。

第16条（委託料）

- 1 ユーザーは、当社に対して、本件業務の対価として、本件見積書に記載の金額を支払うものとします。
- 2 当社が、本件業務に関連して、ユーザーの要請に応じて本件見積書に記載のない業務に従事した場合には、ユーザーは、当社に対し、当社の請求に基づき、本件サービスページの内容に従い、これにも記載のない業務については当社が定める人工時間単価にその作業工数を掛けて算出される金額で、その対価を支払うものとします。
- 3 ユーザーの当社に対する前各項に規定する対価の支払方法や支払期限については、本件見積書又は請求書の記載に従うものとします。
- 4 当社は、本件サービスページの内容を改訂し、これをその改訂の効力発生日の1か月以上前にユーザーに通知することにより、運用サポート業務の対価の額を変更することができます。
- 5 ユーザーが本契約に基づき当社に対して負担する金銭債務の弁済を遅延したときは、弁済期の翌日から支払済みに至るまで、遅滞している金額に対する年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければなりません。
- 6 当社は、委託料の支払いをもって、業務を開始することとし、また、委託料の支払期限までに確認できない場合には、当社は、本契約を直ちに解除できるものとします。

第17条（秘密保持）

- 1 ユーザー及び当社は、本契約の内容及び本契約の履行の過程において知った相手方の営業上及び技術上その他一切の情報並びに個人情報（以下「秘密情報」という。）については、ユーザーの書面による承諾を得た場合を除き、第三者に対して公表又は開示してはならないものとし、かつ、本契約に定める義務の履行又は権利の行使に必要な場合を除き、方法・態様の如何を問わず、これを利用してはならないものとする。
- 2 前項の定めにかかわらず、個人情報を除いて、以下の各号に定める情報は、秘密情報から除外されるものとする。
 - (1) 相手方から開示を受けた時点において、既に公知である情報
 - (2) 相手方から開示を受けた後に、被開示者の責めによらず、公知となった情報
 - (3) 相手方から開示を受けた時点において、被開示者が既に適法に保有していた情報
 - (4) 相手方から開示を受けた後に、被開示者が秘密保持義務を負わない正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課されることなく適法に取得した情報
 - (5) 相手方から開示された秘密情報によらずして独自に開発した情報
- 3 本契約が理由の如何を問わず終了したとき、又は相手方が請求したとき、若しくは秘密情報を保持する必要がなくなったときは、その秘密情報の保有者は、相手方の指示に基づき、秘密情報を相手方に返還又は破棄しなければなりません。

第18条（権利譲渡等の禁止）

ユーザーは、当社の書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の地位並びに当社に対する一切の権利及び義務を、第三者に譲渡し、承継させ、又は処分することができないものとします。

第19条（解約）

- 1 ユーザーは、本契約を解約しようとする場合、当社所定の解約届出書を提出し、本契約に基づく全ての委託料を支払うことで、本契約を解約することができます（支払済みの委託料は返金されません。）
- 2 前項に基づいて本契約が終了した場合、ユーザーは、ユーザーと株式会社miiboの間のmiiboの利用に関する契約を終了させるために必要な手続きをとるものとします。この場合、ユーザーに代わって当社が行うことができる事項については、当社が代行することについて、ユーザーは予め承諾するものとします。

- 3 当社は、ユーザーに対し、その提供を終了する月の前月末日までに書面又は電磁的方法により通知することによって、本契約を解約し、運用サポート業務の提供を終了することができます。
- 4 事由の如何を問わず、当社と株式会社miiboとの間のmiiboの利用に関する契約（ユーザーのためのものを含みます。）が終了した場合及びユーザーと株式会社miiboとの間のmiiboの利用に関する契約が終了した場合、本契約は当然に終了します。この内、当社と株式会社miiboとの間のmiiboの利用に関する契約が終了した場合には、当社は、ユーザー（当社と株式会社miiboとの間のmiiboの利用に関する契約の終了原因がユーザーにある場合の当該ユーザーは除きます。）に対し、終了日までの本件業務の対価の内、初期費用及びmiibo利用料金を除く金額を日割り計算により返金を行うものとしします。

第20条（解除）

- 1 当社は、ユーザーが次の各号のいずれかに該当する場合には、ユーザーに何ら通知・催告することなく、直ちに本契約を解除することができるものとしします。
 - (1) 本契約に規定するユーザーの義務の全部又は一部に違反し、相当な期間を定めてその履行の催告をしてもなお是正されないとき
 - (2) 自ら振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手につき不渡り処分を受け、又は支払停止若しくは支払不能状態に至ったとき
 - (3) 公租公課を滞納し催告を受けたとき
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てを受けたとき
 - (5) 破産、民事再生、会社更生若しくは特別清算その他これらに類する法的整理手続の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき
 - (6) 行政、司法当局より指導、注意、勧告、命令、処分等を受け、本契約の継続が不可能と合理的に認められるとき
 - (7) 事業の廃止、重大な変更、又は解散決議をしたとき
 - (8) 事業の全部又は一部を第三者に譲渡したとき、合併若しくは会社分割をしたとき、又は資本構成に重大な変更があったとき
 - (9) 営業又は業態が公序良俗に反すると合理的に認められるとき
 - (10) 法令、条例等に違反したとき
- 2 本条による解除は、当社のユーザーに対する補償又は損害賠償の請求を何ら妨げるものではありません。
- 3 ユーザーが第1項各号に該当したときは、ユーザーの当社に対する債務は当然に期限の利益を喪失するものとしします。

第21条（損害賠償）

ユーザーが、本契約の規定に違反したことにより、当社が損害を被った場合には、ユーザーは、当社に対して当該損害の一切を賠償する責任を負うものとしします。

第22条（再委託）

当社は、本契約の目的を達成するために必要な場合には、本業務の全部又は一部を再委託することができます。

第23条（責任の制限）

当社は、本件業務に起因してユーザーに損害が発生した場合には、ユーザーの当社に対する支払済みの本件業務の対価の額（本契約が更新され、その期間が1年を超えたときには、ユーザーに損害が生じた時から遡って1年間に支払った対価の額に限る。）を上限として、損害賠償の責任を負うものとしします。

第24条（不可抗力免責）

当社は、天災地変、戦争、内乱、暴動、内外法令の制定・改廃、公権力による命令・処分・指導、争議行為、ユーザーの指示・説明・提供資料、原材料の調達困難、仕入先の債務不履行、疫病・感染症の流行、サイバー攻撃その他当社の責に帰することのできない事由を原因とした本契約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能については、ユーザーに対して責任を負いません。

第25条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、第4条第2項に基づき契約が成立した日から開始し、月額プラン料金においては、ユーザーのmiiboアカウントが有料プランに切り替わった日より起算して6か月が経過する日までとします。
- 2 前項にかかわらず、ユーザー当社いずれからも本契約終了日の1か月前までに相手方に対する更新の拒絶の意思表示がない場合には、本契約の有効期間はさらに6か月更新されるものとし、以後同様とします。

第26条（反社会的勢力の排除）

- 1 ユーザー及び当社は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 ユーザー及び当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 ユーザー又は当社は、自己の責めに帰すべき事由の有無を問わず、相手方が暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、相手方に対して何らの催告をすることなく本契約を解除することができます。
- 4 本条による解除は、解除を行った各当事者の相手方に対する損害賠償の請求を妨げません。
- 5 ユーザー及び当社は、本条第3項により本契約を解除した場合には、相手方に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、これを了承します。

第27条（本契約の変更）

- 1 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第548条の4の規定に基づき本契約を随時変更できるものとします。本規約が変更された後の本サービスの利用契約は、変更後の本規約が適用されます。
 - (1) 本規約の変更が、ユーザーの一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性

及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2 当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、事前に、変更後の本規約の内容及び効力発生時期をユーザーに通知、ウェブサイト上への表示その他当社所定の方法によりユーザーに周知します。

第28条（存続条項）

本契約が理由の如何を問わず終了した場合でも、第3条（業務の委託）第4項、第12条（非保証）、第14条（知的財産権の帰属、権利処理）、第15条（紛争処理）、第17条（秘密保持）、第18条（権利譲渡等の禁止）、第20条（解除）第2項、第21条（損害賠償）、第23条（責任の制限）、第26条（反社会的勢力の排除）第4項及び第5項、本条並びに第29条（裁判管轄）の規定は、なお有効に存続するものとする。

第29条（裁判管轄）

本契約に関するユーザーと当社との間の一切の紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第30条（協議）

本契約に定めのない事項、又は本契約の解釈に関する疑義については、ユーザー及び当社双方が誠意をもって協議し、円満解決を図るものとします。

2024年5月31日 制定・施行